

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準 → P4)

※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度 → P5)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項 目	児童福祉施設最低基準 (保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職 員	- 配置基準 (児童) : (保育士) 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4 歳以上児 30 : 1 - 保育士のみ	- 主たる保育時間 11 時間については、最低基準に規定する数以上、11 時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が 1 人である場合を除き、常時 2 人以上の配置が必要 - 保育者の 3 分の 1 以上が保育士又は看護婦資格が必要
設 備	○2 歳未満 - 乳児室 1.65㎡/人 - ほふく室 3.3㎡/人 - 医務室、調理室、便所 ○2 歳以上 - 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 - 屋外遊戯場 3.3㎡/人 - 調理室、便所	- 保育室 1.65㎡/人 - 調理室、便所
非常災害に対する処置	- 消火用具、非常口等の設置 - 定期的な訓練の実施	- 消火用具、非常口等の設置 - 定期的な訓練の実施
保育室等を 2 階以上に設ける場合の条件	- 転落防止装置 ○保育室等を 2 階に設ける場合 - 耐火建築物又は準耐火建築物 - 屋外階段、屋内特別避難階段 (建築基準法施行令第 123 条第 3 項) 等による 2 方向避難経路 ○保育室等を 3 階以上に設ける場合 - 耐火建築物 - 屋外階段、特別避難階段等による 2 方向避難経路 (4 階以上の場合は屋外避難階段を必置) - 調理室の防火区画 (自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) - 非常警報器具 - カーテン等の防災処理	- 転落防止設備 ○保育室等を 2 階に設ける場合 - 耐火建築物又は準耐火建築物 - 屋外階段、屋内特別避難階段 (建築基準法施行令第 123 条第 3 項) 等による 2 方向避難経路 ○保育室等を 3 階以上に設ける場合 - 耐火建築物 - 屋外階段、特別避難階段等による 2 方向避難経路 (4 階以上の場合は屋外避難階段を必置) - 調理室の防火区画 (自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) - 非常警報器具 - カーテン等の防災処理
児童の処遇	○保育の内容 - 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 - 保護者との連絡 ○給食 - 必要な栄養量を含有 - 献立の作成 ○健康診断の実施	※ 保育所保育指針に準じる。

注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度

- 認可化移行促進事業 (19 年度予算額 20 百万円 → 20 年度予算案 13 百万円) (20 年度)

・ 移行促進事業 20 か所 @200 万円 補助率 1/3

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。
平成 17 年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。

- 認可外保育施設の衛生・安全対策 (19 年度予算額 23 百万円 → 20 年度予算案 23 百万円)

認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。
平成 19 年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離予定。

- 保育所体験特別事業 (19 年度予算額 300 百万円 → 20 年度予算案 300 百万円)

(19 年度) (20 年度)
900 事業 → 900 事業 補助率 1/3

ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。

- 保育従事者研修事業 (19 年度予算額 53 百万円 → 20 年度予算案 49 百万円)

(19 年度) (20 年度)
開催回数 98 回 → 99 回
補助率 定額

認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。

(参考)

事業所内保育施設に係る助成制度について

平成20年度

平成21年度(予算要求中)

利用者は、原則として、その雇用する労働者

事業所外利用者がある場合、事業所の雇用労働者の利用者数を上回らないこと。

・設置費

対象費用: 建築費等

助成限度額: 2,300万円

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

・増築費

対象費用: 増築費等

助成限度額:

増築 1,150万円 建替え 2,300万円

助成率: 1/2

・保育遊具等購入費

助成限度額: 40万円

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

支給期間: 5年間

利用者要件の緩和を検討。

・設置費

20年度と同様

・増築費

20年度と同様

・保育遊具等購入費

20年度と同様

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率:

5年目まで 大企業1/2 中小企業2/3

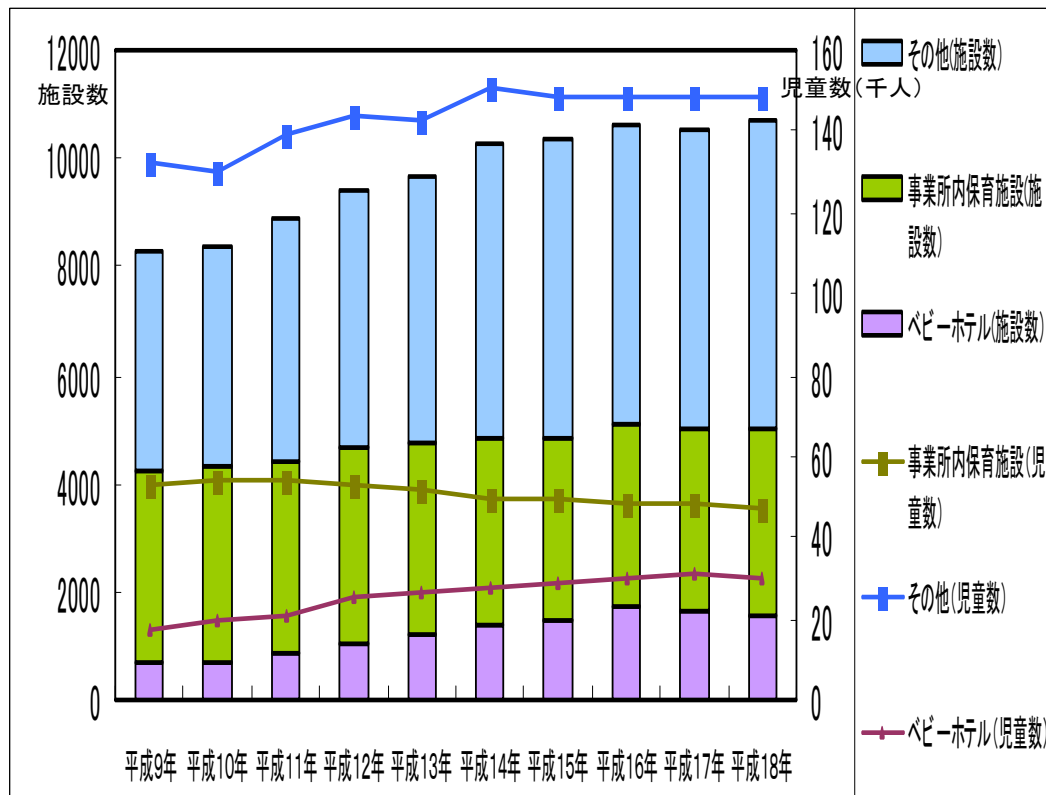
6年目以降 1/3

支給期間: 10年間

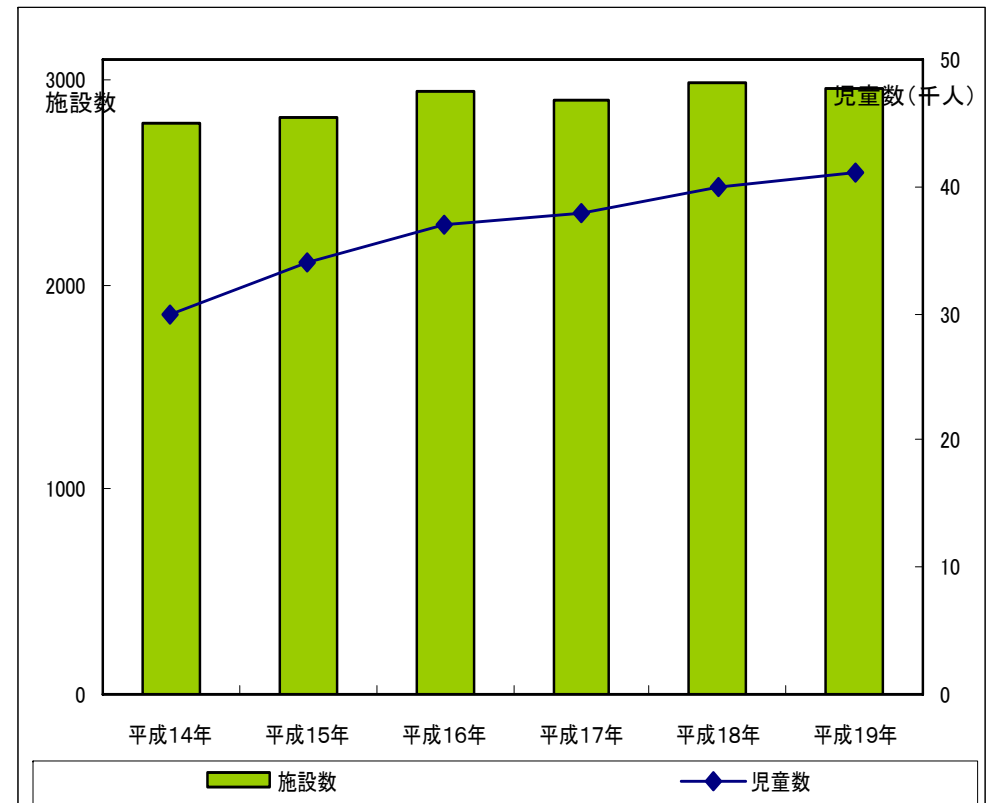
認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



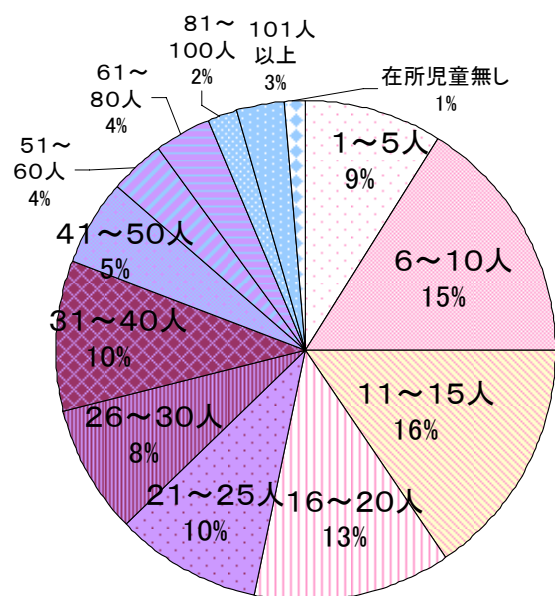
うち自治体単独保育室の推移



認可外保育施設の規模

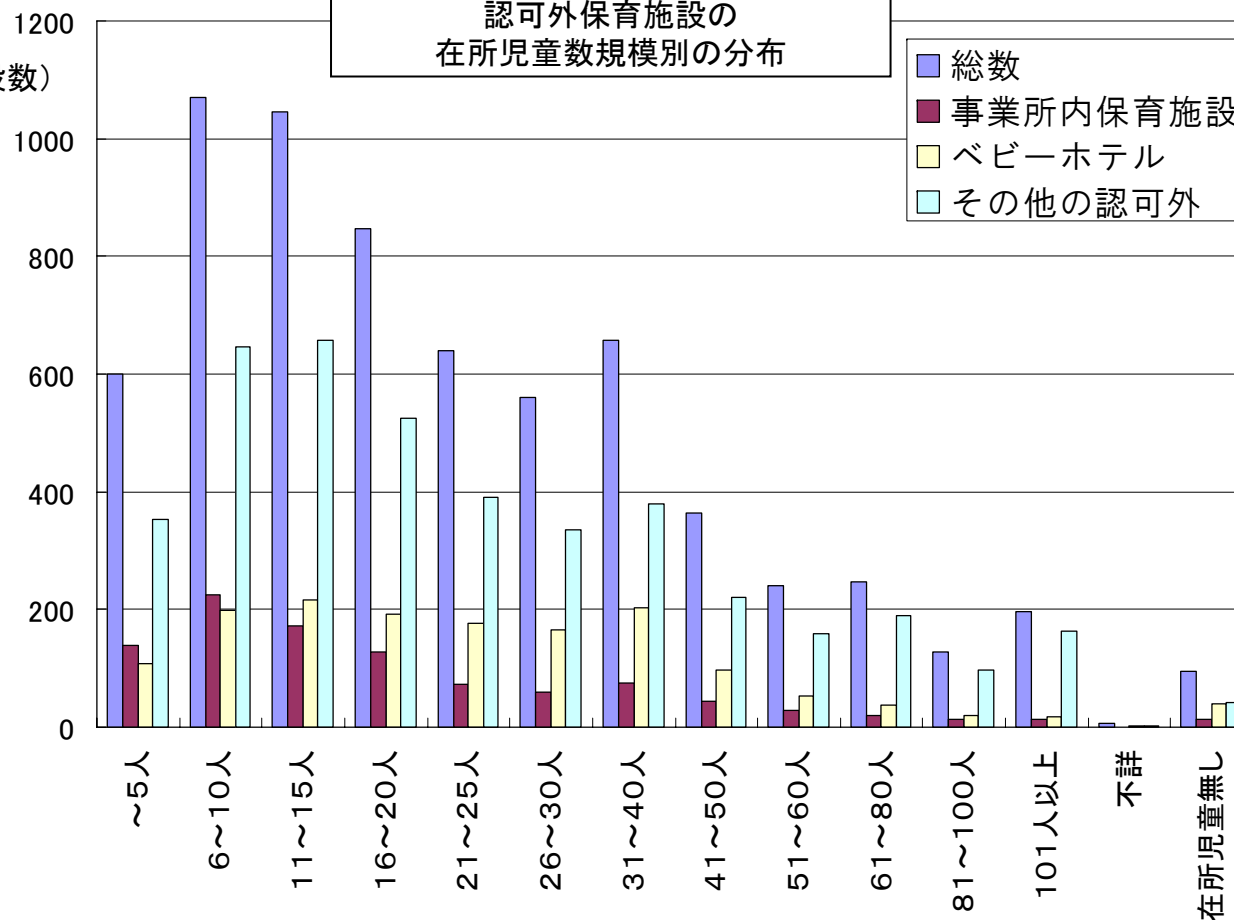
- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の
在所児童数規模別の構成比



(施設数)

認可外保育施設の
在所児童数規模別の分布



(資料) 平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの